

Smart Go®サービス利用規約 【現改比較表】 2025年4月1日現在	
～2025年3月31日	2025年4月1日～

	<u>附則（2025年3月18日 CAS 2 サ第 000400011651-01号）</u> <u>（実施期日）</u> <u>1. この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2. 当社は、令和7年4月25日 15:00をもって本サービスの提供を終了するため、同日をもって本規約を廃止します。</u> <u>3. 当社は、第14条（料金の支払義務）にかかわらず、令和7年4月1日から令和7年4月25日までの期間に係る利用料金については無償とします。</u> <u>4. 第5条（最低利用期間）の定めは適用しません。</u> <u>5. 令和7年4月21日から令和7年4月25日においては、本規約「別紙2 サービス機能仕様 1. 提供機能」に定める「本サービス対象者情報管理」の「ユーザ情報の登録」、「ユーザ情報一括登録」を行った場合、該当ユーザの「別紙1 利用実績データ」は取得されず、契約者向けサイトにおいて表示されません。</u> <u>6. この規約廃止前に生じた支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u> <u>7. この規約廃止日前に、その事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u>
--	--